

令和6年5月24日
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会

ガス小売事業の変更登録に関する 意見聴取について意見を回答しました

電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣から意見聴取があったガス小売事業の変更登録について審査を行い、変更登録をすることに異存はない旨の意見を、本日付けで回答しましたので、お知らせします。

1. 概要

ガス小売事業の登録を受けた事業者は、登録内容に変更が生じた場合、軽微な変更を除いて、ガス事業法(昭和29年法律第51号)に基づき、ガス小売事業の変更登録(以下単に「変更登録」といいます。)を受けなければならないこととされています。

また、変更登録に当たって、経済産業大臣は、ガス事業法に基づき、あらかじめ、当委員会に対して意見聴取を行うこととされています。

今回、添付資料の別添に記載のガス小売事業者からの変更登録について、経済産業大臣から当委員会に対して意見聴取があり、当委員会で審査を行ったところ、登録拒否事由に該当する事実は認められませんでしたので、変更登録をすることに異存はない旨の意見を、本日付けで経済産業大臣に回答しました。

2. 添付資料

ガス小売事業の変更登録について(回答)

(本発表資料のお問い合わせ先)
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引監視課長 下津
担当者 萩原、嶋田
電話: 03-3501-1552(直通)